

第59回議会運営委員会記録

令和3年3月9日

【開催日】 令和3年3月9日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時40分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

議員	岡 山 明		
----	-------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	水 津 治	議員	杉 本 保 喜
議員	宮 本 政 志	議員	宮 本 政 志
議員	山 田 伸 幸	議員	吉 永 美 子

【除斥委員・議員】※付議事項3以降

委員外議員	山 田 伸 幸		
-------	---------	--	--

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	石 田 隆
議事係長	中 村 潤之介		

【付議事項】

- 1 山陽小野田市議会基本条例の検証について・・・資料1
- 2 陳情書（高橋参考人の不穏当発言の議会対応についての陳情）について
・・・資料2
- 3 抗議文（山田伸幸議員の不穏当発言の取り消し等）について・・・資料3
- 4 その他

午前9時 開会

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから第59回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は、資料のとおりです。なお、岡山議員が欠席ですが、定足数に達しておりますので開会します。では最初に、1、山陽小野田市議会基本条例の検証について、資料1を御覧ください。これにつきましては皆様方で話していただいたものを、副委員長でまとめ、それを委員の皆様方に見てもらいました。これにつきましては、皆様方から返ってきた回答では、意見について異議はないということでした。また基本条例の改正につきましてもこれに付けております、13ページです。これを表にしております。11、12、13、14ページまでがそれになりますが、これについてはちょっと改正部分を事務局から読み上げてもらえますか。

石田議会事務局次長 それでは、議会基本条例の条例改正を新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。今、委員長もおっしゃいましたように、資料13ページの横長の表を御覧ください。まず、上が目次になっております。条例の目次ですが、これは後ほどの条文の改正に伴って目次を改正しております。条が追加になっておりますので、条ずれ、章の名称の変更をしておるものです。右側が改正前、そして改正後が左側ということになります。まず第8章の「議会事務局等の体制整備」という改正前の章の名称につきましては、この度、危機対応の体制整備という条項も加えましたので、「議会事務局等の体制整備」を「体制整備」と章の名称を変えております。そしてこの章の最初、第31条ですが、改正後の見出しが「危機対応」、そして第31条「議会は、災害等緊急事態が発生し、又は発生するおそれが高いときは、危機対応組織を設置して、その影響を最小限にとどめるとともに、被害の迅速な回復を図るように努めます。」という条文を入れております。この第31条が入りましたことで、それ以降の条が一つ繰り下がります。その下にありますように第31条は第32条になり、第32条は第33条になります。次の14ページをお開きください。これによりまして、以下の条が一つずつ繰り

下がるということです。そして右側の第34条、見出しが「条例の見直し等」となっておりますが、この条文を読み上げますと、「議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。」という条文にしておりましたが、左側の条文、一つ繰り下がって第35条となり、その条文が、「議会は、一般選挙を経た任期開始の日から起算して2年経過したときは、速やかに議会運営委員会において、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証します。」ということで、検証の期間を修正しております。それから、第2項は変わらず、第3項で研修についての規定を変えております。改正前の第3項は、「議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います。」という条文でしたが、改正によりまして、「議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、及びその日から2年を経過した日前にそれぞれ、この条例に関する研修を行います。」という条文に変えております。そして、最後の第10章「補足」は、第35条であったものを第36条に1条繰り下げております。その次の16ページに議案の説明文を記載しております。議案の説明文を読み上げますと、「ただいま上程されました議案1件について御説明いたします。議員提出議案第1号は、山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、議会運営委員会において、昨年から行ってきた本条例の検証の結果を踏まえ、行うものであります。改正の内容は、災害等緊急事態が発生し、又は発生するおそれが高いときの議会の対応として、危機対応組織を設置し、対処に努める旨の規定を加えるとともに、及び本条例の検証期間を現行の2年から4年の任期中において1回とする一方、本条例に関する議員研修を現行の1回から2回に増やすことで、効率的・効果的な検証並びに任期中における議会活動及び議員活動の一層の充実を図れるようにするものであります。」という議案説明文をこの条例案に付けております。この条例案につきましての説明は以上です。よろしく願いいたします。

長谷川知司委員長　ただいま事務局から説明がありました。皆様にお諮りいた

します。最初に、議会基本条例の検証結果について、最初に皆様方の、条例改正とは別で、検証結果について皆様方、これをよしということでしょうか。私が誘導したらいけないのですが、すいません。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そういうことで行きたいと思います。では次に、条例改正について。条例改正について、検証した結果、このような形になったんですが、これについて皆様方から意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、条例改正は先ほどのままということですか。それで議案説明についても、事務局から説明があった形でいきたいと思います。付議事項1について、これで一応終わりたいと思います。長い間、委員外議員の皆様方も、議会基本条例の検証については大変ありがとうございました。ここで一言御礼を申します。ありがとうございました。では、ここで5分ほど休憩します。

午前9時9分 休憩

（水津治議員、藤岡修美議員、宮本政志議員退室）

午前9時16分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。次に、付議事項2、陳情書についてです。議長、何かございますか。いいですか。

山田伸幸議員 今回3月2日付けで二つの文書が提出されたということになっておりますが、後で付議事項3でも議論されることになるわけですが、これまでの陳情や請願は、議会前の締切日というのがあって、その日の午後5時までであったというのが私の認識ですが、それを過ぎても会期中に扱うというふうになったのは、どのような理由なのか。その点について説明してください。

長谷川知司委員長 これについて、事務局から言われますか。（「はい」と呼ぶ

者あり)お願いします。

中村議会事務局議事係長 基本的なルールは山田議員がおっしゃったとおり、申し合わせ事項にも書いてあるとおりでと思います。あとは、内容を議長が判断されて、至急の案件ということで今まで出してきたことがあるかと思いますが。この度も、同じ考えで議運に提示しているものであります。

長谷川知司委員長 事務局が言われましたようになっています。

山田伸幸議員 議長判断があれば、そうしたらその締切りというのは一体何のためのものであるのか。こういったことが繰り返されるようであれば、もう事実上締切りが意味をなさなくなると思うんですけど、やはりその会期中に議論するというので、そういったものが設けられてきたと思うんです。それが申し合わせ事項等にも明記されなくて、単に議長の判断があればよいというのは、ちょっといささか行き過ぎではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

長谷川知司委員長 山田議員が言われましたが、これにつきましては議長が急ぐと判断されたのであれば、やはり市民のためには、それが必要だという理解でいいんじゃないかなと思います。ほかに皆様から意見はありますか。

山田伸幸議員 それならそれで、きちんと申し合わせ事項なりに掲載が必要ではないでしょうか。そういった申合せがあるんですか、議長判断というのが。

中村議会事務局議事係長 すぐ処理するというような記載は、申し合わせ事項はないです。先ほど、そこは申したとおりでと思います。

長谷川知司委員長 例外という言葉を使っていいかどうか分かりませんが、やはりそのための議長判断というのがあると思います。

中村議会事務局議事係長 ちょっと完全に例が適合するか分かりませんが、例えば請願の場合、陳情もですけど、受付は随時です。閉会中でも受け付けます。議会の処理上、申し合わせ事項にこうやって記載して、いついつの定例会ですというものになっています。臨時会は付議事件として挙げたものでないと審査できないんですけども、請願が急施を要するというのであれば、きちんと付議事件として出して、臨時会でも請願を審査することができるというふうに考えると、急ぐ案件ということで2点、もう議運に出されていますので、実際、議長が急ぐ案件ということで出した、議運も急ぐ案件ということで認定すれば、調査委員会を決めて審査することは、今は申し合わせ事項にはないですけども、可能だと思います。山田議員がおっしゃったように、申し合わせ事項に記載するというのは、確かに今後の議会運営を考えると丁寧なことではないかなと思います。165ページになるんですけども、申し合わせ事項の115、請願及び陳情等は、原則として定例会に関する議運開催日の前日までに受理したものを当該定例会において、処理するというところもあります。ということで、「原則として」という記載になっているということです。

長谷川知司委員長 申し合わせ事項では、読まれたとおり例外というものを考えているということで、原則というふうになっていると理解していいんですかね。

山田伸幸議員 例外が何も書かれていないのに、勝手に例外と判断するのはおかしいんじゃないでしょうか。

高松秀樹委員 こういう取扱いは非常に柔軟な対応で、市民サイドに立った対応だと思っています。山田議員の言われるのも、もっともな部分がある

とも思います。しかしながら、もう既にこれ先例化しているというのが実情だと思います。そうであれば、後日の議運において、申し合わせ事項の変更を協議すべきだと思っています。

山田伸幸議員　そういう申合せがなくて先例によるということであれば、いろんなことが、皆が気付かない間に先例になってしまっていて、それが固定化されるというおそれが出てくるわけですよ。やはり、なぜそのようになっているのかということと言うならば、やはりその議会内できちんと議論するというのを前提に締切りを決めているわけですよ。それで私たちも質問もその締切りどおりでやっていくと。そこには緊急質問ができるという特例もありますけれど、基本的には一般質問でやる。その際には、全議員のうち議会多数の賛成がなければ、そういうことができない、緊急質問の場合は。ですから、こういった陳情なり請願なりでは、多くの方がきちんと守っておられるのに、そうでないということが日常化するのには、私はいかがなものかと思っています。先ほど高松委員が、後日と言われたんですが、やはりそうであるならば、これを今取り上げるのはいかがなものかなと思っています。

高松秀樹委員　議会において、いわゆる先例というのはあるんですよ。なぜ先例かということ、そのときにその例を作るときに、異論がないから先例になった、又は協議したから先例になったと。その先例において申し合わせ事項を変更するという段取りをすればいいし、今これを取り上げないとなると、過去に取り上げたのは何だったのか、違法状態だったのかとなりますので、今の山田議員の意見を重要な意見として、今後議運で協議するという前提で、本日の分は協議していったらいいと思います。

長谷川知司委員長　山田議員が納得いかないということはあるかもしれませんが、今これはもう議長の判断で議運に付されました。そういうことですので、これについてはもう私は進めるべきだと思います。それで、今後については、山田議員が言われましたように、議運のメンバーで、どの

ように諮るかというのは、きちんと検討する必要があると思います。ですから、これについてはもう粛々と進めるべきではないかと思います。

山田伸幸議員 やはり議会運営に当たっては、その辺をきちんと申し合わせ事項に沿ってやるということが基本でありますので、先例が間違っていたなら、それを正すべきだと思います。そういったことが、なし崩し的になって、本市議会の議会運営を柔軟にとやる余りに、その締切りを決めているにもかかわらず、それで、もういつでも破られていいんだというふうな形になるのは好ましくないと思いますので、そこは慎重にするべきだと思います。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。では、陳情書2について進めてまいります。陳情書2、高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情について。

中村議会事務局議事係長 一旦、原則論になると、調査委員会の決定がまず必要です。今まだ議運に出たばかりですので、まずそこが先だと思います。

長谷川知司委員長 この陳情書をどこで審査するかということですね。

山田伸幸議員 これは議会がお願いをして来ていただいた参考人に対するものなんですよね。それを、そもそもここに取り上げること自体が私は問題ではなかったかと思っています。これは議会に対する問題というよりは、参考人に対する中身なんです。それを、この内容からすると、謝罪だとか、また、ほかの法人に対して謝罪を提出するとか、不穏当発言というふうにされておりますが、その取消しだとか。これは議会から求められるようなものではない、そういう性格じゃないと思いますので、この陳情そのものが問題ではないかなと思っています。議長はこれを受けられたんですけど、議長はこれについてそういう判断はされなかったんでしょうか。

小野泰議長 こういった陳情・要望については、様式がきちんと整って出された場合には、拒否することもできませんし、その中で話をしながら、どうしてもこれも早急にやってほしいということもありましたので、受理しました。以上です。

高松秀樹委員 事務局から送付先について決定してほしいという話がありましたが、この陳情を見てみると、送付先以前に取扱いについて議会自体はどうするのかというのを、この議運の中で決めたらいいと思います。

長谷川知司委員長 今、高松委員から、この陳情について議会としてどうするのかということを経験で話したいということでした。これは2、3も含めてという考えになりますので、まず先に、2について。

山田伸幸議員 この陳情書、資料2については、先ほども言ったように、議会がお願いをして出席していただいた参考人の発言をめぐる問題なんです。だから、それを議会から、あなたの発言はどうのこうのというふうな話になると、もう参考人自体が来られなくなるおそれも出てくるわけですよ。そういったことはあってはならない。ですので、参考人にも自由な雰囲気の中でしゃべっていただくという意味で、こういうものを議会が取り扱うというのは問題であると思います。

高松秀樹委員 参考人といえども公式な場に出席して発言をしていただいております。つまり、公式な場においては、おまけに議会という場においては、厳に不穩当の発言は慎むべきと思っておりますし、それが当たり前だと思っております。私が言うのは、これをずっとやっていくのではなくて、今、山田議員は参考人うんぬんと言われましたけど、既に聞くとところによると、参考人は不穩当発言の取消しを行っておると。産業建設常任委員会の中でも、その旨の報告がありました。まず、その事実確認をしたいと思います。

長谷川知司委員長 これについて、産業建設常任委員会の方がいらっしゃいますかね。よかったらどうぞ。事務局で分かりますか。

尾山議会事務局長 先般、開かれました産業建設常任委員会におきまして、中村委員長から、この参考人から発言取消しの申出があって、委員長権限において取り消したと、委員の皆様にご報告されました。

高松秀樹委員 つまり陳情書4番は処理済みだと考えています。1番に戻りまして、不穏当発言の特定については、通常なら議会運営委員会で不穏当発言を特定していくんですが、今は公開になっており、不穏当発言をそこで特定をすると、更に不穏当発言ということにもなりますので、この特定は難しいと。しかしながら、不穏当発言の取消しのときに何らかの申出があったと思います。申出のところで、つまりここでその話ができないということになると思うんですよね、どの部分かというのが。会議録を見れば、どの部分か分かるので、不穏当発言の特定は、ここでやるにはふさわしくないと思っています。2番目、議会への謝罪文の提出、3番目、新市場開設者への謝罪文の提出。まず2番目は、もともと、議員であっても議会の謝罪文の提出は要件としてありません。つまり参考人といえども、この謝罪文の提出はする必要がないと思っています。3番目、新市場開設者への謝罪文の提出。これは民間同士の話なんで、議会が関知する、又は関与できる部分じゃありませんので、これは取り扱う必要もないというのが結論であって、つまり議会運営委員会としては、これ以上これについて議論する余地がないと思っています。

山田伸幸議員 そもそもそういった発言の取消しがあったということ事実をもって、議会としてそれ以上にその問題を扱えないと思っておりましてので、高松委員が言われたように、陳情については取り扱うべきではないと思います。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありますか。今日より前の時点でもうこの発言の取消しがあったということですので、これについてはもう処理済みという判断でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように行います。では、3、抗議文について。ここでちょっと休憩します。2分ぐらい休憩します。

午前9時32分 休憩

午前9時34分 再開

長谷川知司委員長 では休憩を解きまして、委員会を再開します。付議事項3に入る前に、ここで山田議員の除斥をお願いします。退室ですか。退室をお願いします。

（山田伸幸議員 退室）

長谷川知司委員長 では3、抗議文について。山田伸幸議員の不穏当発言の取消し等についてであります。これについて事務局から説明があればお願いします。

中村議会事務局議事係長 資料2と同様に調査委員会の決定、取り扱うか取り扱わないかも当然含めてですけれども、至急の案件ということで出ております。先ほど資料2のときも3のときも、読み上げておりませんでした。資料にあるとおりの提出者からの陳情と抗議文ということで御理解ください。よろしくお願いします。

長谷川知司委員長 事務局からの説明が終わりました。これについて皆様から何か意見があれば。

高松秀樹委員 これも1、2、3ということで、まず1番からです。山田伸幸

議員の不穏当発言の取消しを求めておられるということなのですが、まずその不穏当発言があったのかどうなのかというところが一番大事になってくると思います。これは、2月22日の本会議場での発言です。ちょっと日にちがたっていますので、我々委員も当日どういう発言があったのかというのが、今ここに、はっきり分からないかなと思っております。かといって、先ほど申しましたように、その会議録をこの場に提示すると、本当に不穏当発言があった場合、その不穏当発言が公開されることになりますので、それもなかなか難しいので、これは委員が個人的に会議録を調査するなりして、あったのかどうなのかという判断をしなければならぬと思っています。つまり、直ちにここで不穏当発言があったのかどうなのかを判断できない状況ではないのかなと思っています。不穏当発言があった場合に、議長が議運に出してきたということは、恐らく議長判断をするべきところを、議運のほうでも判断してほしいということで出されたと思うので、ちょっと時間を掛けるべきだと思います。次に2番の山田伸幸議員の議場における謝罪については、これは先ほど同様、議会は不穏当発言した議員に対して謝罪を求めるものではないと思っていますので、このことに関しては取り扱う必要はないと思います。3番目の山田伸幸議員への処分についてですが、これは議会運営委員会としてこの処分を判断するべきではないと思います。処分が必要であれば、議員個人が懲罰等も含めて、動議も含めて出せばいいので、議会運営委員会の議題としてはふさわしくないと思います。結論的には不穏当発言があったのかどうなのかというのは、今この場で判断できないので、また後日判断すべきかなと思っています。

長谷川知司委員長　ほかに意見はありますか。これにつきましては、不穏当発言があったかどうか、皆様で確認してみてください。次回、これについて、皆様方の意見をお聞きしたいと思います。

高松秀樹委員　もちろん皆さん御存じだと思いますけど、不穏当発言の取消しについては、法的には会期内で行う必要がありますので、会期後に取消

しを行ったとしても事実上の取消しということになります。その辺は議運の委員長のほうで取り計らいをお願いしたいと思います。

長谷川知司委員長　今言われましたように、やはりこれは会期内に処理する必要がありますので、皆様方も早めに確認しておいてください。今日にはちょっと日程は決まりませんが、また日程が決まりましたら皆様にお知らせします。2、3におかれましては、高松委員が言われた形で進めたいと思いますので、まず1を進めたいということです。この抗議文3については、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）4、その他。全員協議会の開催日ということで、本日、一般会計予算決算常任委員会がありますが、その終了後に議運決定事項を報告するということがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）今日です。その他のその他はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）議長、副議長いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで第59回議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。

午前9時40分　散会

令和3年（2021年）3月9日

議会運営委員長　長谷川　知　司